

Q. この堤防は、河川法に基づく河川整備計画に位置付けられているのでしょうか。

河川法第16条に基づく多摩川河川整備計画は、河川に関する学識経験者、関係住民、都県及び沿川区市町村の意見を聴いて、平成13年3月に国土交通省関東地方整備局により策定されています。

この計画の「第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要」の中で、河道断面確保対策として、当該地区の現計画位置に築堤を行うことを位置付けています。

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた継続的な流域と河道のモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて、要対策箇所や対策方法を見直しつつ、整備計画は総流量を安全に流下させるための対策及び高潮対策を実施する。これらの対策にあたっては、地震防災のため構造物の耐震化等を図る。

また、整備計画目標流量が安全に流下することが可能な河道断面が確保されている場合には、原則として低水護岸等の河川工事を行わないこととする。さらに必要に応じて、河川工事を行う場合には、本河の多様な環境に十分配慮した対策を行う。

加えて、堤防については、既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等を調査するとともに、築堤や堤防強化対策が必要となる場合には、堤防法面を表のり面とし、浸透、侵食、越水及び地震に対する技術検討を加え、安全性を向上させた信頼性の高い構造とする。整備途上段階での安全度の向上を図るため、小河内ダム等の既存施設の有効利用を図るとともに、流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う。

(1) 多摩川本川

①河道断面の確保対策

戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため施設管理者と連携して部の対峙及び無上流部の河床掘削・浚渫等を行う河道断面確保対策を推進する。特に、多摩川本川の中で、氾濫域が大きく、狭き部で土砂の堆積により河道断面が不足している石原地点周辺の流下能力を確保するために、直下流の二ヶ宿上河原部の対策を早急に行い、当該区間の河道掘削・浚渫等を行う。また、その他の堤防については、掘削率、治水効果、上下流のバランスを総合的に勘案し順次その対策を行う。なお、信頼性の向上が図れない場合には、河道断面の確保を緊急に図る。

堤防の必要高幅や高さが不足している調査による調査による多摩川地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施する。また、上丸子陸門等の陸門については、洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋脚や、老朽化等により機能に不安のある橋門等については、施設管理者に対し適切な対策を行うよう指導する。

また、高潮の発生による災害の防止又は軽減のため、河口から六郡橋までの高潮区間において高潮堤防の整備等必要な対策を実施する。

表-2-2-3 築堤・陸門対策（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

区 間	区 間	積 算
川崎市川崎区西河原一丁目	0.0m～0.2m	
川崎市川崎区西河原二丁目	4.5m～6.5m	
川崎市川崎区西河原三丁目	8.5m～10.7m	
川崎市川崎区上河原一丁目	10.5m～14.2m	
川崎市川崎区西河原一丁目	16.5m～17.1m	
川崎市川崎区二子一丁目東区下河原	18.1m～25.0m	
稲村小川	30.0m～31.2m	
多摩川本川	34.5m～36.1m	
川崎市川崎区西河原一丁目	37.1m～43.3m	
川崎市川崎区西河原二丁目	44.5m～45.9m	
川崎市川崎区西河原三丁目	48.1m～50.1m	
あきる野市平沢	50.5m～51.0m	
稲村小川一丁目西河原	54.5m～55.7m	
川崎市川崎区西河原一丁目	8.2m～10.0m	
川崎市川崎区西河原二丁目	14.5m～17.1m	
川崎市川崎区西河原三丁目	18.5m～21.1m	
川崎市川崎区西河原四丁目	22.5m～25.1m	
稲村小川	26.5m～27.7m	
川崎市川崎区西河原二丁目	34.5m～36.7m	
川崎市川崎区西河原三丁目	40.5m～42.5m	
稲村小川	43.2m～43.7m	
稲村小川	44.7m～46.2m	
稲村小川	52.5m～53.2m	
稲村小川	54.5m～55.2m	

施行の場所（陸門）

陸門名	陸門の施行者
川崎市川崎区上丸子	川崎市
川崎市川崎区西河原	川崎市
川崎市川崎区西河原	川崎市
川崎市川崎区西河原	川崎市
川崎市川崎区西河原	川崎市

②堤防等の安全性向上対策

河川の流量等により堤防防護に必要な河川幅が確保できない川崎戸手池先や、河道流の急変により低水部の花園のおそれがある稲城市大土地先等においては、水源地・洗堰対策として強固な低水護岸等の対策を行う。また、国立市谷保地先など過去の洪水の実績等により洪水のおそれがある橋脚及び堤防・付食等に關した堤防の点検により対策が必要となる区間については、堤防強化対策や治水対策を実施する。

なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性、緊急性、利用面、景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。